

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン潤滑油系配管の点検準備作業中、当該配管支持用吊ハンガープレート固定ボルト（1本）の脱落が認められたため、当該ボルトを取付	GⅢ	
2	1号機	原子炉再循環系ジェットポンプ（A）系統流量指示計の点検において、計測範囲調整ツマミに制御不良が認められたため、当該流量指示計を点検・修理	GⅢ	
3	1号機	硫酸タンクの点検において、同タンク基礎ボルト用ナット（4箇所）に腐食が認められたため、当該ナットを交換	GⅢ	
4	2号機	原子炉格納容器（ドライウェル及び圧力抑制室）の酸素濃度指示計に緩慢な指示値上昇傾向が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
5	2号機	取水設備バースクリーン装置（全系）の表面に貝の大量付着が認められたため、当該部を点検・清掃	GⅢ	
6	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの制御棒番号表示板に取付状態不良（8箇所）が認められたため、当該表示板取付部を点検・修理	GⅢ	
7	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）の淡水側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用潤滑油ポンプ（A2）のメカニカルシール部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	6号機	廃棄物処理建屋2階の照明用電源回路のしゃ断器に動作不良が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	GⅢ	
10	集中環境施設	高温焼却炉建屋の非放射線管理区域換気空調系冷凍機の送風機駆動用電動機（北側）の点検において、シャフト軸受部等に摩耗が認められたため、当該部品を点検・修理	GⅢ	
11	集中環境施設	高温焼却炉建屋の非放射線管理区域換気空調系冷凍機の送風機駆動用電動機（南側）の点検において、シャフト軸受部等に摩耗が認められたため、当該部品を点検・修理	GⅢ	
12	集中環境施設	ペレット等固化設備用ペレット貯槽内上部監視用カメラ装置に映像不良が認められたため、当該カメラ装置を点検・修理	GⅢ	
13	その他	雑固体廃棄物固化設備において、固化化作業を実施中「充填機カバー異常」を示す警報が発生したため、当該設備を点検・修理	GⅢ	
14	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋に保管中の中型乾式キャスク（2C）の一次蓋と二次蓋の蓋間圧力測定系（2系統のうち、1系統）の圧力指示計に指示値不良が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	